

# 知ろう学ぼう人権

日々の生活の中にある憲法

「5月1日～7日は

憲法週間です」

住む場所や仕事を自由に選ぶ、考えを伝えたりSNSで発信したりする、勉強する。私たちはこういったことを特別な認識を持たずにしています。これらが日常的にできているのは、憲法の中で「居住・移転・職業選択の自由」「表現の自由」「教育を受ける権利」を含む「基本的人権の尊重」が保障されているからです。

日本国憲法第11条には、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と明記されています。

しかし、子どもや高齢者への虐待、いじめ、セクハラやDV、障害のある人たちへの無理解や差別、同和問題、HIV感染者・エイズ患者やハンセン病回復者などに対する偏見など社会には様々な人権問題があり、

残念ながらすべての人の人権が守られているとはいえない状況です。

基本的人権の尊重のためには、一人ひとりがかけがえない社会の一員として人権の大切さを認識し、お互いのことを認めあい、尊重しあう人権意識を育むことが大切です。

憲法週間のこの機会に、基本的人権の大切さについて身近なところから考えてみませんか。

## 人権擁護委員会にご相談ください

人権擁護委員は、地域で人権相談を受け、問題解決のお手伝いをして、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。

## 特設相談を実施します

6月1日の人権擁護委員の日にあわせて特設相談会を実施します。

日時 6月3日(月)

13時30分～15時30分

場所 市役所1階相談室

問合先 協働人権課人権推進担当(1階④番窓口) ☎939・1059



花も団子も！

道明寺さんで少し遅いお花見を。



ユスババ

大好きなブランコと  
大好きなお兄ちゃんで笑顔満開。



のりり

石川河川公園の桜です。圧巻でした。



▲詳しくはこちら

## あなたの撮影した 写真が広報に!?

問合先 魅力発信課(3階⑥番窓口)  
☎939・1051

## こちら羽曳野けいさつ署

☎952・1234



## 大阪府警察官採用案内

詳しくは、QRコードからホームページをご覧ください。



問合先 大阪府警察官採用センター  
☎0120・370・314

## 泥棒が避けなくなる 家づくりを!!

泥棒は、「侵入のしやすさ」や「防犯カメラの有無」などを確認して侵入する家を選びます。

外回りの防犯対策を整え、防犯意識の高さをアピールして、窓や出入り口には防犯ガラスや防犯性能の高いドアを使用しましょう。

